

令和 5 年

亀山市教育委員会 1 1 月定例会会議録

亀山市教育委員会 11月定例会会議録

1. 日 時

令和5年11月22日（水）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

教育長	中 原 博
1番委員	若 林 喜美代
2番委員	宮 西 寛
3番委員	吉 岡 洋 子
4番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	麻 生 俊 哉
学校教育課長（以下学校課長という。）	武 居 政 敏
生涯学習課長（以下生涯課長という。）	落 合 努
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	宮 本 亜吏沙
学校教育課主任主査兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	北 川 恵美子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	谷 京 子
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

3番委員（吉岡洋子委員）

4番委員（宮村由久委員）

7. 会議録の承認

10月定例会

8. 教育長報告

教育長（令和5年11月定例会教育長報告に基づき報告）
（質問はなく、教育長報告を終わる。）

9. 議事

教育長 議案第48号「中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画の策定について」を上程し、事務局の提案を求める。

議案第48号「中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画の策定について」であります。中学校全員喫食制給食実施事業における「中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画」を策定することについて、委員会の議決を求めるものです。内容につきましては、総務課長より説明します。

（総務課長、資料に基づき説明）

宮村委員 今までの定例会等での審議の積み上げにより、随分と分かりやすくまとめられている。確認であるが、資料19ページ7行目、「(3) 事業費及びランニングコストの試算」とあるが「(4)」の誤りではないか。

総務課長 ご指摘のとおり誤りです。修正させていただければと思います。

宮村委員 その次の段落、「以上のことから・・・整備用地としての決定は困難と判断いたしました。」とあり、この部分は理解できる。その次の「整備用地については・・・一部の私有地の確保又は私有地での再検討等を含め・・・」と続くが、これはどういう意味か。改めて6箇所以外の私有地の確保についても総合的に判断する必要があるという理解でいいのか。説明いただきたい。

教育部長 この部分の総合的な判断につきましては、今回の6箇所の候補

地では、事業地としての決定は難しいということを示した上で、これらの用地以外の検討も必要になるということです。将来的に整備となれば、再検討も行いつつ、この市有地に限らず様々な箇所から検討していく必要があるという認識でお願いいたします。

宮村委員 端的に言うと、今後の給食調理施設を中長期的に考えた場合、このような方針であるという理解でいいのか。

教育部長 当然、その意図についても含んでいますが、この項目につきましては、まず候補地として6箇所を想定した中で、それ以外の箇所も考えなければならないという考え方です。加えて、将来的に検討する場合は、市有地以外の箇所も含めて再検討する必要があるという2面的な部分をここでは示しています。

宮村委員 確認であるが、参考資料P18の表Pにおいて、給食調理施設の運営維持管理として人件費の想定が2,000食となっている。一方、想定される給食調理施設の調理能力は2,200食となっている。この違いは何か。

教育部長 想定していたセンター方式による施設整備については、2,200食を対応可能なものと示していますが、実質的には、その喫食数は必要とならないと考えています。より実態に近い形とはなるかと思いますが、運営維持管理費については見積り段階として2,000食を想定しており、その考え方と調理能力との差とご認識いただければと思います。

宮村委員 年間のランニングコストについて、敢えて区別する必要があるのか。表Pにおいては、喫食数2,000食の見積りで年間145,925千円としており、一方、表Qでは調理能力2,200食で同額である。敢えて区別しない方が分かりやすいのではないかと思う。

保給GL この件については、当初、業者見積を行った条件が2,000食であったという経緯があったためです。

宮村委員 要は、どちらも維持管理経費は145,925千円であり変わらないという理解でいいのか。

保給GL 厳密に言いますと、喫食数を2,200食とすると、費用が少し多くなると思われます。

若林委員 今までの話し合いや協議の中で、様々なところを意見し、また修正いただき、非常にすっきりとよく分かる表現になってきたと

という印象を受ける。資料37ページ④、「搬入校に日常的な衛生管理や残食確認、アレルギー対応食管理や配膳指導・・・栄養教諭や給食調理員などの職員配置を目指します」について、逗子市や甲府市の視察の際に、やはり現場に食に関わる担当者がきちんと配置されており、子供たちが給食を間違いなく安全に食べられるような人員配置は絶対必要だと感じた。「目指します」とあるが、必ず配置していただくよう強く望む。

2点目、⑦に「調理後2時間以内に喫食できるように努めます」とあるが、繰り返しとなるが、給食が遅れる、または届かないというようなことがあると授業に本当に問題を生じるため、くれぐれも渋滞等があった場合のことも想定しているとは思いますが、そのようなことが無いよう努めていただきたい。

3点目、⑨の「中長期的な視点から、引き続き給食調理施設を目指すものとします」について、これも何度も発言しているが、将来的には、給食センターあるいは調理施設なるものを整備する想定であり、今回はこのような方向で理解をしている。ぜひとも、将来的には施設の整備を行っていただきたい。また、その次に「しかしながら」と続くが、後段部分についても同様に給食調理施設の整備を謳っており、この中には給食センター、親子方式等も含まれるため、「しかしながら」は削除でもいいのではないかと。

最後⑩として、「学校給食の充実に向け、全力で取り組みます」とあり、是非とも全力で将来を目指して取り組んでいただきたい。

教育長 これまでの教育委員会定例会をはじめ様々な検討の場で、さらに議会からの申入れやご意見をいただきながら、話し合いや協議を行ってきた。その足跡、歩みとしてこの冊子がまとめられている。他の委員につきましても、是非ご意見をいただきたい。

宮西委員 基本的な計画ということで、最終的に今まで積み上げてきた話を、総括した冊子になるかと思う。私も令和4年2月に委員就任後、議論をさせていただいたが、他の委員も発言されているが、事業費の開きという大きな部分があった。その中で、今後、外部調理委託方式で進めていくという方向性であるが、やはり将来的に中長期的な視点から給食調理施設の整備を目指すものと謳っている以上、センター方式に限るものではないかもしれないが、給食調理施設の整備をしっかりと視野に入れていただきたい。そし

て、まずは外部調理委託方式になると思うが、早期の全員喫食制給食を実現しながらも、センター方式なのか、親子方式なのか、様々な手法を検討しながら、今後進めていければいいと考えている。

吉岡委員 保護者として20年間、亀山市の小中学校の給食を議論させていただき、最初の頃から、「亀山市にどうして給食がないのか」と言われる方も周りにいた中で、ようやく話がまとまってきたことについてうれしく思う。先日、泉大津市、逗子市、甲府市の視察に参加させていただき、食缶搬入方式というものが、資料確認を含め、どのように運ばれ、どのような味で、どの程度の温かさで、どのように子どもたちが運んでいるのか、じかに見、感じ、すごく給食っていいな、美味しそうに食べてるなということが分かった。中学生ともなると、自分で量を減らしたりすることもあるが、後で先生が、「もう少し食べな」と言って配って歩いたりしており、そのような光景もクラスがまとまっていたと感じられたとともに、これが食育でもあると思う。みんなで同じものを食べるという雰囲気が、とてもうらやましく思う。食缶の「缶」という文字が缶詰の「缶」のイメージとすごく重なってしまっており、本当は美味しくないのではというイメージが、私の中にあっただが、それが今回の視察を含めて払拭された。この方式が導入される折には、実際、保護者の方にも試食していただき、こんなに美味しいのかと言ってもらえるようになればいいと思っている。

宮村委員 資料6ページにある文部科学省の調査でも、令和3年度に公立中学校のうち単独調理場が23.8%、共同調理場方式が61.7%導入されており、全体の85%が全員喫食制の完全給食を実施しているということになる。昨日の国会でも、給食の無償化が審議されていたが、亀山市では、まずは中学校の給食を早期に実施することが、大きな課題の一つだろうと考えている。給食の議論が行われている中で、8年余り教育委員をさせていただいているが、その途中で話が起ころっては消えを繰り返し、現在に至っている。そのような審議の中でも、現在、関中学校以外の2中学校で実施されている弁当方式に肯定的な意見もあった。やはり多感な中学生時代に、同じ釜の飯を食べることは、非常に大きな意味がある。そういう意味でも、まず第一に、全員喫食の完全給食、

同じものを食べるということに、是非、力を入れて取り組んでいただきたい。あともう一つ課題になってきたのが、どういう方式で実施するかということである。これは、亀山市教育委員会の中でも非常にたくさんの教育課題があり、どのように優先順位をつけるか、何を選択するかという難しい問題がある中で、今回、種々のことを検討した結果、短期的には食缶搬入方式を、中長期的には、様々な教育課題もあわせ持って検討していくという方向性となった。非常に亀山市の教育行政にマッチしていると考える。そのように考えているため、今回まとめていただいたこの方向で、是非進めていただきたい。

若林委員

我々の体はやはり食べ物で出来ているわけで、食べることが非常に子供にとって大事であると従来から言われている。今回、中学校給食について話題になり、議題として話し合ってきたが、やはり市としては、就学している小中学校の子どもだけでなく、未就学の子、幼稚園、保育園、認定こども園と、それぞれ小さな子供たちから中学生まで、0歳から16歳までの様々なことに関わっている子どもたちの食というものは非常に大事だと考える。今回に限らず、子どもの食という部分で、きちんと話し合っていくことは非常に大事である。今回は中学生の給食を議題としているが、やはり、子どもたちの口に入るものであるため、出来るだけ近いところでつくられた給食を食べてほしいという想いは、私の中にもあり、保護者の中でもたくさんの方がそう思っていると考え。実際のところ、弁当やデリバリー給食を選ぶという今のやり方と比べたとき、やはり皆で同じものを食べる、汁物も含めて温かい給食をみんなで食べる事は本当に意義があることだと思う。

何度もこの話をしているが、現職の時代に子どもたちに食べたものについてのアンケートをとった。その際に2:6:2の法則に近いものがある中で、その中の1割の子供たちが平日の夜に食べているものを聞いたときに愕然とした。おにぎりだけを食べている子、カップラーメンを食べている子、また、朝にはお菓子だけ食べている子、あるいは食べるものがなかったと書いている子も中にはいた。そういう現実がある中で、やはり子どもの食が非常に大事、給食が大事であることを、栄養教諭と話した。子どもたちにとって、何処でつくられた給食であろうが、近いところで

あろうが、少し離れた場所からの食缶方式であろうが、やはりみんなと同じ温かいものを、みんなとともに同じもの、栄養管理されたものをきちんと食すということは、本当に急いで実施しなければいけないなという想いを持っている。そういう中で、今回、このような食缶方式ということで、全てがベストとは思わないが、この方式で亀山市の給食が、中学校給食が一步前進するところでは、非常にいいことだと思っている。ぜひとも、この計画書に沿って、これからの中学校給食の実施に向けて、中長期的な方向に向けて、全力で取り組み、よりよいものを目指していただきたい。今回はこの方式で実施されますよう、お願いしたい。

教育長 それで先ほど若林委員のほうから資料37ページ⑨の「しかしながら」という接続詞は削除してもいいのではというご指摘をいただいたが、その方向で問題ないか。

委員全員 問題ない。

教育長 加えて、資料修正の関係で表の数字に誤りがあった箇所があった。その辺りは事務局で再度精査をし、誤字脱字についても事務局で改めて精査をして修正を行った後、最終的には私に一任いただくこととし、可決してよいか。

(全委員異議なし)

(議案第48号については可決される。)

教育長 議案第49号「亀山市適応指導教室運営要綱の一部改正について」を上程し、事務局の提案を求める。

議案第49号「亀山市適応指導教室運営要綱の一部改正について」であります。提案理由としましては、不登校児童生徒への指導・支援の更なる充実にかかる亀山市適応指導教室の運営に関し必要な事項を定めるため、亀山市適応指導教室運営要綱を一部改正することについて、委員会の議決を求めるものです。内容につきましては、学校課長より説明します。

(学校課長、資料に基づき説明)

若林委員 名称について、「適応指導」という文言の使い方にごく違和感があった。なぜこのような名称になっているのかと思いながら、長い年月が過ぎ、今回ようやく「教育支援センター」という名称に変更になり、うれしく思う。内容について異議はない。

一つ質問であるが、改正前には開室時間の記述があったが、改正後にはない。どのような変更となるのか。

学校課長 資料5ページ、改正後の第3条に「開設時間は午前8時30分から午後5時15分まで」としています。教育相談等も含め、相談員がいる時間を開設時間として挙げているものです。ただ、実際は、児童生徒は改正前の開室時間以外にも来るという例が最近増えていきますので、あくまでこの時間内であればという形で統一させていただきました。

若林委員 教室そのものは、この時間内であればいつ行ってもいいという理解でいいか。それが開室時間という認識でいいのか。

学校課長 ご指摘のとおり、原則、この時間内であれば子どもたちが来たいと言ったときに対応できるように、支援の枠は広げたいと考えています。

宮西委員 先ほど若林委員も言われたように、改正後の名前が「教育支援センター」となり、より一層よくなったと感じる。資料6ページ第6条第1号について、「市内に在住する不登校児童生徒のうち、教育委員会において教育支援センターに通級することが効果的であると判断される児童生徒」とあるが、不登校児童生徒の中で、特段この方は入った方が望ましいとするのか、教室に行きたい不登校児童生徒がいれば、門戸を開くのか、その辺りはどうか。

学校課長 第6条の運用につきましては、保護者からの教室へ通わせたいという部分と、学校としてもそれが望ましく効果的であるという部分も含め、市教育委員会に通級希望届を提出いただき、市教育委員会が認定する形をとっています。

宮西委員 理解した。

(異議はなく、議案第49号は可決される)

10. 報告事項

教育長 報告事項1「令和5年度12月教育委員会事務局補正予算について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

吉岡委員 井田川小学校の医療的ケア児に関わる施設改修について、もう少し説明いただきたい。

総務課長 この工事請負費は、まずそのお子さんがベッドで休む時に、そ

の周りを囲うカーテンの設置工事です。もう一つは、体育館の昇降口前への、子ども用バギーにかかるスロープの設置工事です。この2点です。

吉岡委員
学校課長

授業を受ける教室としては1階のみであるのか。

特別支援学級の教室にいる時間が大変長くなる想定ですが、来年度につきましては、1階での教育活動を想定して、工事等を実施する予定となっています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項2「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項3「図書館の利用状況について」説明を求める。

(教育部長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

報告事項4「工事及び委託事業の発注状況について」(資料確認)

教育長

報告事項5「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。

(総務課長、学校課長、生涯課長、教育部長詳細説明)

吉岡委員

昨日、亀山西小学校の学校訪問の時に、12月1日の能について聞いた。参加することもできるのか。

学校課長

おそらく拒むものではないと思います。学校長に連絡させていただいた後、連絡させていただきます。

教育長

それぞれの学校には、様々な事業があり、PTAや学校運営協議会と相談したりして、文部科学省等へ申請している。すべての事業が決定されるわけではなく、そのような情報が全て市教育委員会に届いているわけではないが、重立ったイベント等については、情報共有をさせていただく。

若林委員

学校教育課の予定にある12月14日の冬の対話集会とはどのようなものか。

学校課長

3回目の開催になりますが、居場所づくり事業として一昨年度

よりNPOかめっこサポートさんに委託をしており、その中で、不登校児童生徒やひきこもり等に関する講演会や相談会等を行っています。今回は、パネルディスカッションのような形をとりながら、そのあとグループワークを予定しています。チラシ等は後ほど配らせていただきます。

報告事項6「後援事業について」資料確認

1 1. その他

特に無し

1 2. 閉会

午後2時33分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3 番委員

4 番委員